

岩手県告示第307号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出の撤回があった。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急病院の名称	所在地
せいてつ記念病院	釜石市小佐野町四丁目3番7号
公益財団法人総合花巻病院	花巻市御田屋町4番56号